

ご契約の際には「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に伴う大切な事項、必要な知識等について、また、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用に関する大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。特に契約者等の不利益となる事項やリスクについてご理解の上、ご契約前に必ずお読みいただき、大切に保管してください。

- 「ご契約のしおり・約款」記載事項例
- ご契約申込の撤回等 (クーリング・オフ) について
 - 告知義務について
 - 責任開始期と契約日について
 - 保険金等をお支払いできない場合について

生命保険募集人について

当年金保険の生命保険募集人は、お客様とジブラルタ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

変額個人年金保険の販売資格について

変額個人年金保険の販売資格は、(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し(社)生命保険協会において変額保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが有し、その生命保険募集人のみが変額個人年金保険の取扱いを行うことができます。なお、当年金保険の生命保険募集人の権限等に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 ジブラルタ生命コールセンター  0120-59-2269

受付時間：平日 8:30~20:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日を除く)

生命保険契約者保護機構について

ジブラルタ生命保険株式会社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。保険会社の業務または財務の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細につきましては生命保険契約者保護機構 (TEL03-3286-2820) ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>までお問い合わせください。

募集代理店からのご説明事項

- 変額個人年金保険I型「グランド デザイン・アドバンス」にご契約いただくか否かが、当募集代理店におけるお客様の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 変額個人年金保険I型「グランド デザイン・アドバンス」はジブラルタ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。このため預金とは異なり、預金としての元本保証はありません。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先により、当募集代理店でお申込みいただけない場合があります。

募集代理店



香港上海銀行

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド

HSBCプレミア コールセンター

0120-777-369 (24 時間365 日)

引受保険会社



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

 0120-59-2269

受付時間：平日 8:30~20:00

土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日を除く)

[ジブラルタ生命のホームページ http://www.gib-life.co.jp/](http://www.gib-life.co.jp/)

Grand Design Advance

グランド デザイン・アドバンス [変額個人年金保険I型]



本商品には解約返戻金、死亡保険金および年金原資の最低保証はありません。

株価や債券相場、為替相場の変動等により、死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資額等が一時払保険料を下回る場合があります。

募集代理店



香港上海銀行

引受保険会社



この保険の引受保険会社はジブラルタ生命保険株式会社です。香港上海銀行はジブラルタ生命保険株式会社の募集代理店です。

❗ ご注意ください!

【運用リスクについて】

- 「グランド デザイン・アドバンス」は、特別勘定の運用実績に基づいて死亡保険金額、積立金額、解約返戻金額等が日々変動（増減）する変額個人年金保険（生命保険）です。
- 「グランド デザイン・アドバンス」の特別勘定は主に国内外の株式、債券等に投資する投資信託で運用されますので、株価や債券相場の変動、為替相場の変動等により死亡保険金額、積立金額、解約返戻金額または年金等お受け取りになる金額の合計額は、一時払保険料を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。
- 特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なります。お申込みの際には、リスクをご理解の上、ご契約ください。また、積立金の移転（スイッチング）を行う際にも、ご選択いただく特別勘定の種類によって基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。
- 据置期間中の死亡保険金額および途中で解約された場合の解約返戻金額、年金開始日における年金原資額の最低保証はありません。なお、災害死亡保険金額は、死亡日の基本保険金額*（一時払保険料相当額）の100%の金額が保証されています。
*増額（減額）があった場合、増額（減額）後の基本保険金額となります。

【手数料】

ご契約時に「契約初期費用」、据置期間中に「保険契約管理費」「運用関係費用」「積立金の移転手数料」、年金支払開始後に「年金管理費」が手数料として控除されます。各種手数料の詳細については、P11～P12『特別勘定について』およびP13の『諸費用について』をご確認ください。

引受保険会社「ジブラルタ生命保険株式会社」のご紹介



ジブラルタ海峡に位置し、長さ4.8km、高さ400mにも及ぶジブラルタ・ロック。19世紀の頃から「As safe as the Rock」～ジブラルタ・ロックのように安心～という安心と信頼をたたえる言葉として使われています。

ジブラルタ生命という社名は、この岩に由来してつけられました。ジブラルタ生命は、2001年4月にプルデンシャル・ファイナンシャル・グループの一員としてスタートし、多くのお客さまの生涯にわたるパートナーとして、「安心」と「信頼」をカタチにかえてお届けしています。

ライフプランに合った資産運用で、 将来の年金資産を準備できます。



資産運用としての魅力

- 1 多彩な特別勘定の中から自由に組み合わせ可能!
※あらかじめ用意された特別勘定を自由に組合わせてポートフォリオを作成していただけます。
- 2 運用状況を見ながら、積立金の移転（スイッチング）が可能!
- 3 増額をしながら、積極的に運用できます!

詳しくは
P3～4

年金としての魅力

- 1 ニーズに合わせて多彩な受取方法を選べます!
- 2 ライフプランに合わせて年金開始時期を選択できます!
- 3 増額をしながら、将来の年金の資産形成ができます!

詳しくは
P5～6

生命保険としての魅力

- 1 遺族年金として、
ご家族に遺すことができます。

詳しくは
P7～8

この保険は、株価の下落や為替の変動などによる市場リスク（価格変動リスク、信用リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなど）があり、これらのリスクはご契約者に帰属します。

⚠ 本商品には解約返戻金、死亡保険金および年金原資の最低保証はありません。株価や債券相場、為替相場の変動等により、死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資額等が一時払保険料を下回る場合があります。

多彩な特別勘定と多くの機能で、さまざまな資産運用のニーズにお応えします。

“積極的にそして効率よく、上手に資産を殖やしたい”

“まずは少なめの資金で様子を見たい”

“お金が必要になったときは、自由に引出したい”

“特別勘定を自分で選択・変更したい”

Point 1 多彩な特別勘定

魅力ある特別勘定をラインナップ

複数の特別勘定を自由に組合わせて、お客様のリスク許容度に合ったポートフォリオを作成できます。特別勘定の詳細についてはP11～12「特別勘定について」をご覧ください。

Point 2 コストについて

保険契約管理費0.65%（年率）
死亡時の最低保証を災害死亡時のみとし、保障にかかるコストを抑えました。

※ 保険契約管理費の他、契約初期費用として一時払保険料の3.5%、運用関係費用（特別勘定により異なります）、年金管理費として年金額に対して1.0%がかかります。詳しくはP13「諸費用について」をご覧ください。

Point 3 増額

まずは、手頃な資金でスタート

運用状況を見ながら、随時増額していくこともできます。

※ 増額時に契約初期費用として増額保険料の3.5%が控除されます。

Point 4 お好きなときに引出し（減額）

据置期間中は、いつでも積立金の中途引出（減額）手続きが可能

中途引出（減額）にともなう解約控除はありません。

Point 5 積立金の移転（スイッチング）

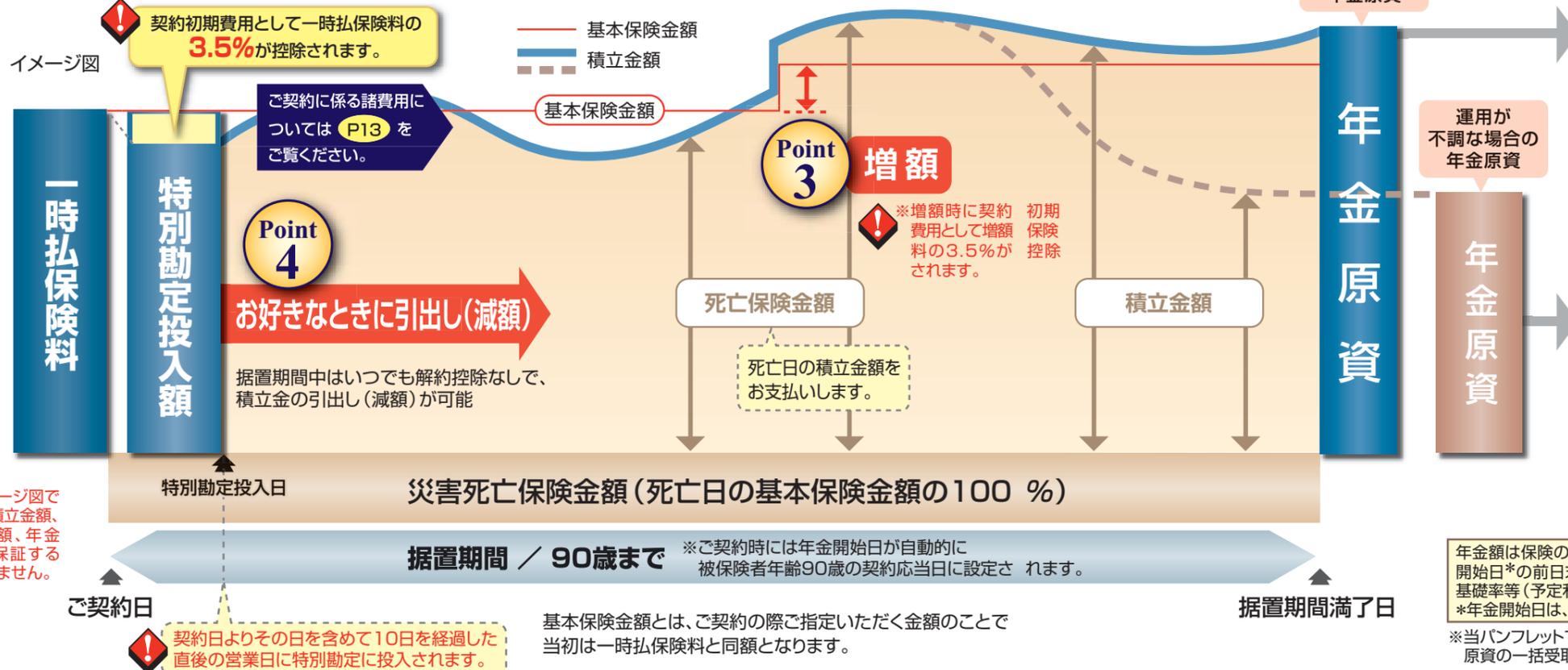
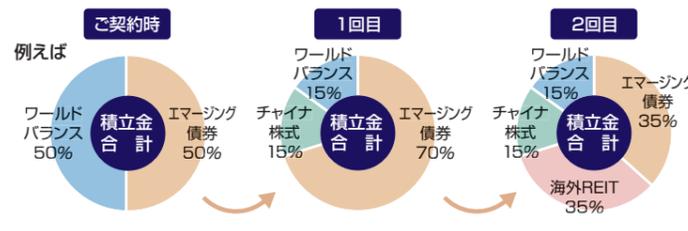
思い通りの組合わせが可能
運用状況を見ながら、積立金の移転（スイッチング）が可能です。

※ 1保険年度15回目まで手数料なしで行えます。

Point 5 積立金の移転（スイッチング）とは…

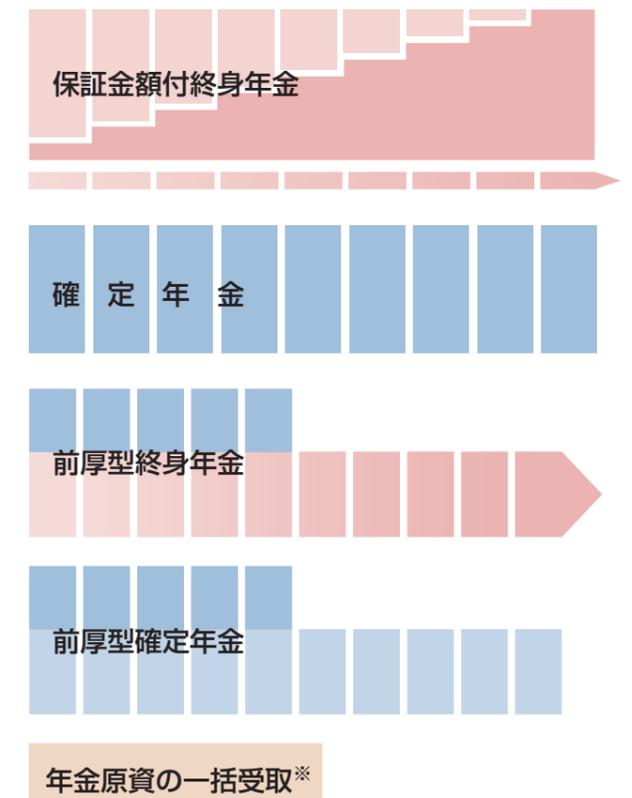
経済情勢の変化やお客様の投資方針の変更などに対応し、その状況に合わせて運用資産のコントロールを図りたい場合に行います。据置期間中であればスイッチングが可能です。特別勘定の種類や構成割合を1%単位で変更することができます。

※ 1保険年度15回目まで手数料なしでスイッチングすることができます。16回目からは1回につき、1,000円の費用がかかります。



年金の受取方法

《年金開始日以後は、一般勘定による運用を行います》



年金受取方法の詳細はP9をご覧ください。

年金としての魅力

⚠️ 本商品には解約返戻金、死亡保険金および年金原資の最低保証はありません。株価や債券相場、為替相場の変動等により、死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資額等が一時払保険料を下回る場合があります。

豊かな人生のために、年金資産を上手に受取りたい。 そんなニーズにしっかりお応えします。

“元気なうちに、より多くのお金を使えるように受取りたい”

Point 1 前厚型終身年金

ご希望の期間、多めに受取り

確定年金と保証金額付終身年金を組合わせて年金を受取れる前厚型終身年金をご選択いただくと、終身年金による一生の安心と確定年金による元気なうちに多く受取る楽しみを同時に実現できます。

“公的年金と組合せて毎月年金を受取りたい”

Point 2 奇数月受取

毎月、安定した年金受取が可能

受取月を奇数月にすれば、公的年金と合わせて毎月の年金受取が可能になります。



“他の運用資金も将来の年金資産に組み込みたい”

Point 3 増額

随時、増額可能

他の運用資産を年金資産としてライフプランに合わせて年金開始日前*まで、増額することができます。

*増額取扱期間には制限があります。詳しくはP13「据置期間中の各種取扱いについて」をご覧ください。

“好きなタイミングで年金の受取りを開始したい”

Point 4 お好きなタイミングでスタート

ライフプランに合わせて受取開始

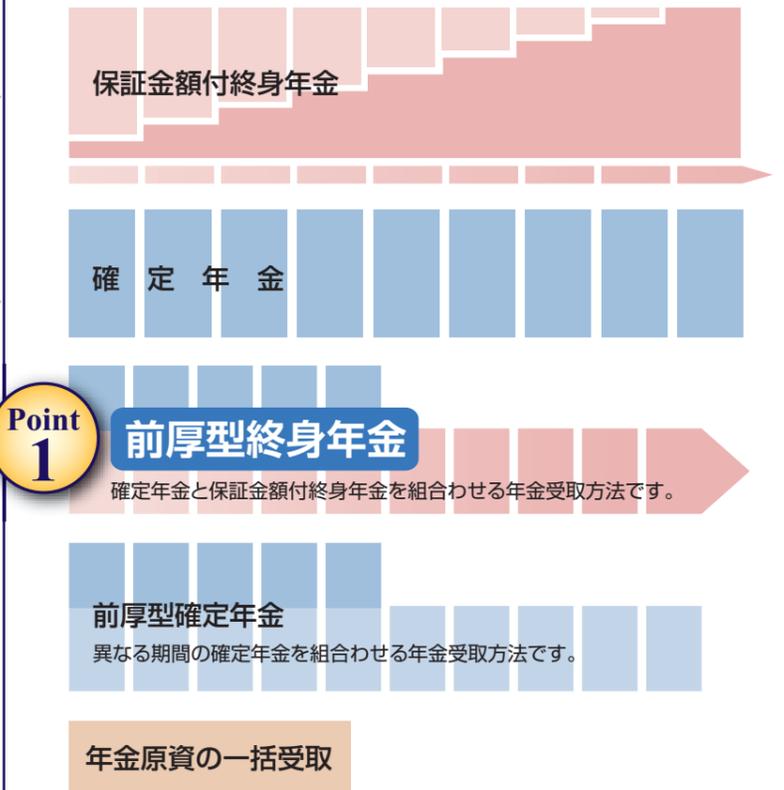
ご契約日から1年経過後であれば、年金支払移行特約を付加することで、好きなタイミングで年金原資を確定して年金受取を開始することができます。

イメージ図 この図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡保険金額、年金原資額等を保証するものではありません。



年金受取方法の詳細は P9 をご覧ください。

年金の受取方法
《年金開始日以後は、一般勘定による運用を行います》



年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金開始日*の前日末における積立金額(年金原資額)および年金開始日*における年金の種類、基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算されるものです。
*年金開始日は、据置期間満了日の翌日となります。

⚠️ 本商品には解約返戻金、死亡保険金および年金原資の最低保証はありません。株価や債券相場、為替相場の変動等により、死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資額等が一時払保険料を下回る場合があります。

万一の際の安心を、ご家族のために。そんな、あなたの優しさもサポートします。

“万一のときにも、遺された家族のことをしっかり考えてあげたい”

“年金原資が保証される
終身年金はないの?”

Point 1 遺族年金特約 (変額個人年金保険用)

死亡保険金を年金で受取り

死亡保険金などを年金として受取ることができます。
※死亡日の積立金額をお支払いします。
死亡保険金額の最低保証はありません。

Point 2 災害死亡時の保障

災害死亡保険金(基本保険金額の100%) と死亡保険金(積立金額)をお支払い

災害など不慮の事故等により死亡された場合は、死亡保険金に加えて災害死亡保険金(死亡日の基本保険金額の100%)をお支払いします。

Point 3 即日支払い

死亡保険金即日支払いサービス

死亡保険金あるいは死亡一時金の一部または全部を最短で、ご請求いただいたその日にお支払いします。
※上限は300万円です。
死亡保険金の場合は、お亡くなりになられた日の3営業日よりご請求いただけます。その他、所定の条件があります。
詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Point 4 死亡時年金原資保証

死亡時も、総額で年金原資を保証

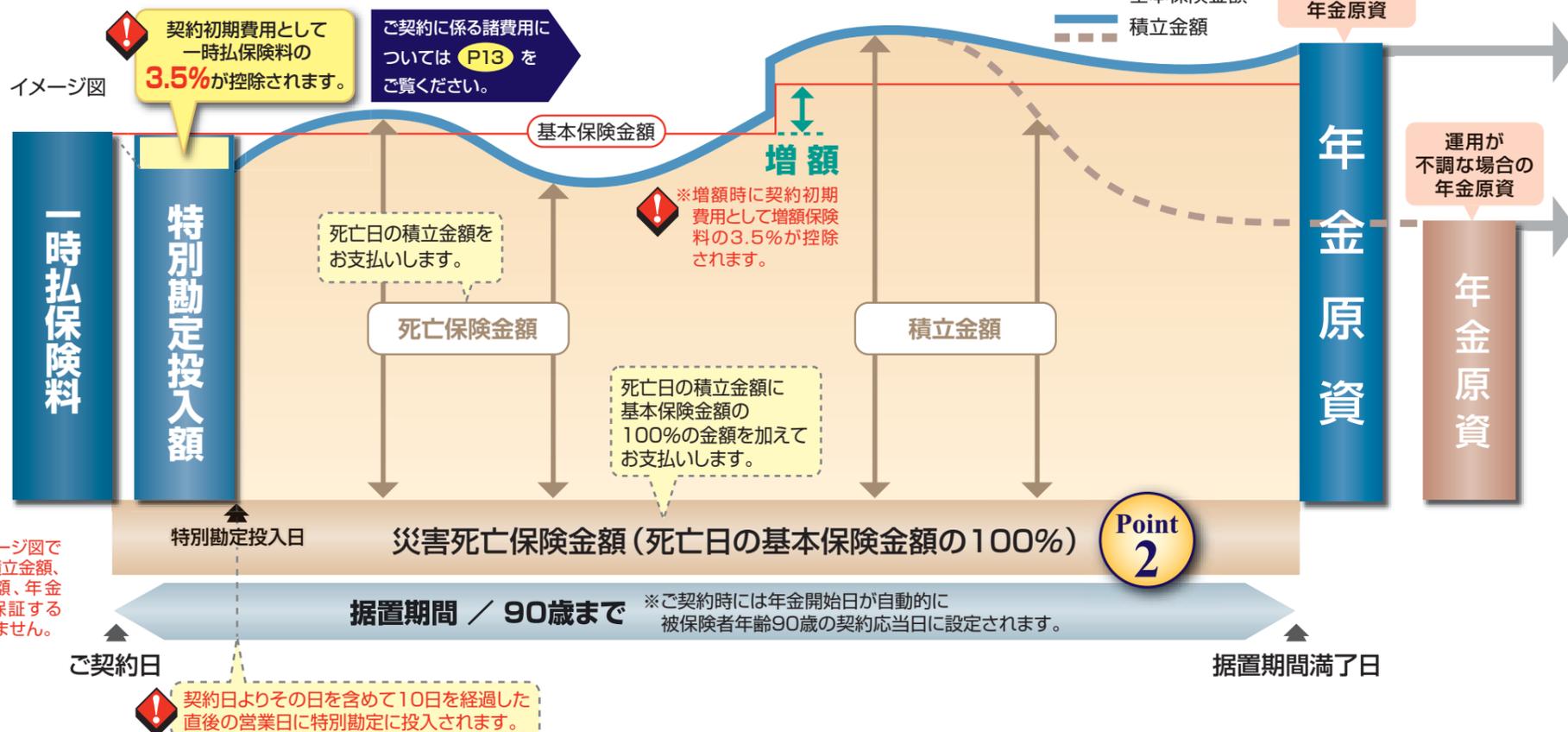
保証金額付終身年金で死亡一時金保証期間中に被保険者が亡くなられた場合、年金原資額から既払年金額を差引いた金額(死亡一時金)をお支払いします。

Point 1 遺族年金特約 (変額個人年金保険用)

死亡保険金等の全部または一部を一時金に代えて年金によりお受け取りいただけます。年金の種類は受取期間5~40年(1年単位*)の確定年金からご指定いただけます。
*ご契約時および据置期間中に付加する場合は、5年単位でご指定いただけます。



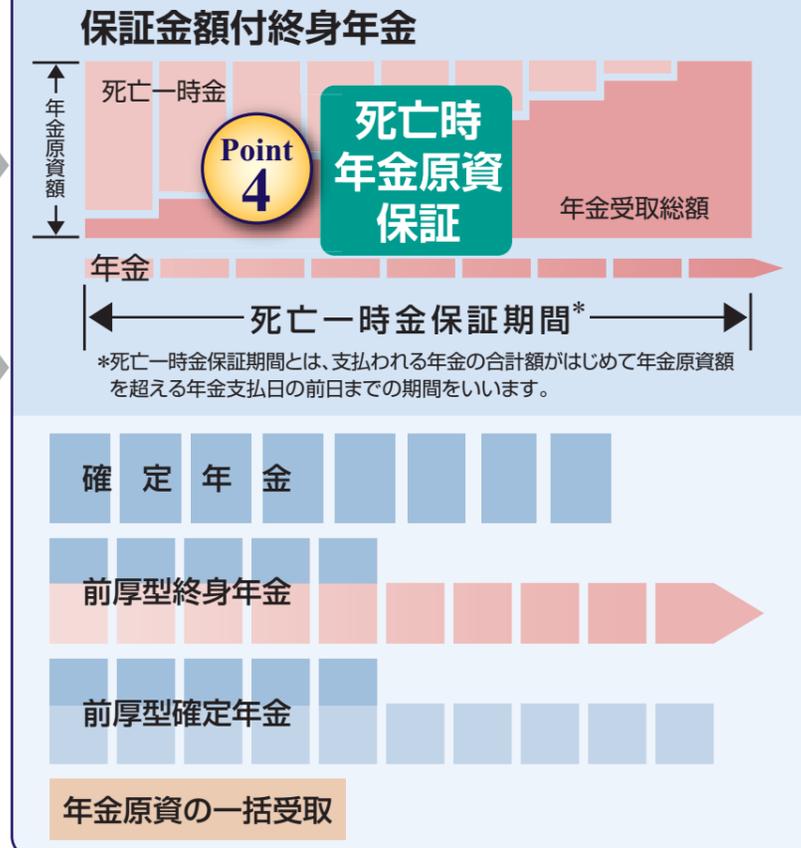
※年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等(予定利率等)に基づいて計算されるものです。ただし、年金原資額が5万円に満たないときは、年金支払のお取扱いはできません。



この図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡保険金額、年金原資額等を保証するものではありません。

年金受取方法の詳細は P9 をご覧ください。

年金の受取方法 《年金開始日以後は、一般勘定による運用を行います》



年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金開始日*の前日末における積立金額(年金原資額)および年金開始日*における年金の種類、基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算されるものです。
*年金開始日は、据置期間満了日の翌日となります。

年金の受取方法

ご契約時に選択いただける年金種類は、確定年金（10年）または保証金額付終身年金のいずれかとなります。据置期間満了後に年金を受取る場合には、年金開始日*前にジブラルタ生命からご案内する書面にて、以下の中から好きな年金受取方法をご指定いただけます。

*年金開始日は据置期間満了日の翌日となります。

■ 年金として受取り《年金開始日以後は一般勘定による運用を行います》

保証金額付終身年金

●年金支払期間：終身

- ◆年金開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり年金をお受取りいただけます。
 - ◆死亡一時金保証期間*中に被保険者が亡くなられた場合、年金原資額から既払年金額を差引いた金額（死亡一時金）をお支払いします。
- *死亡一時金保証期間とは、支払われる年金の合計額がはじめて年金原資額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。



確定年金

●年金支払期間：5～40年から1年単位で選択

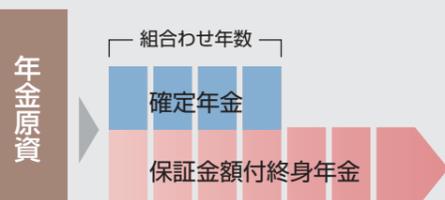
- ◆年金開始日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存されている限り、年金をお受取りいただけます。
- ◆年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合、年金支払期間の残存期間に対する未払いの年金現価を死亡一時金としてお支払いします。



前厚型終身年金

●年金支払期間：確定年金部分／5～40年から1年単位で選択
保証金額付終身年金部分／終身

- ◆年金原資を確定年金部分と保証金額付終身年金部分に分け、組み合わせることで、年金受取開始から希望の年数にわたり、年金額を多く受取ることができます。
- ◆組み合わせる確定年金の年数は5～40年から1年単位で、年金開始時にお客様のニーズに合わせてご指定いただけます。
- ◆年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合、組み合わせた確定年金部分については年金支払期間の残存期間に対する未払いの年金現価を、保証金額付終身年金部分については年金原資額から既払年金額を差引いた金額（死亡一時金）をお支払いします。



*年金開始時における被保険者の年齢は40歳以上である必要があります。

前厚型確定年金

●年金支払期間：5～40年から1年単位で選択

- ◆異なる期間の確定年金を組み合わせた「前厚型確定年金」も選択できます。



■ 一括で受取り

年金のお受取りに代えて、一括でお受取りいただくこともできます。



■ 一部を一括で、残りを年金として受取り

年金の受取方法も選択して、組み合わせることができます。



年金額について

- ◆年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。
- ◆将来お受取りになる年金額は、年金開始日*1の前日末における積立金額（年金原資額）および年金開始日*1における年金の種類、基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算されるものです。
- *1 年金開始日は、据置期間満了日の翌日となります。年金支払移行特約においては、特約の締結日が年金開始日となります。
- *2 変更後の年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額5万円*2に満たない年金種類はご選択いただけません。その場合は、年金開始日前日末の積立金額（年金原資額）を一括で保険契約者にお支払いし、保険契約は終了します。また、ジブラルタ生命の定める年金額の上限は、3,000万円とします。年金額の上限を超える場合は、年金額を3,000万円として、同年金を支払うために必要な部分を除いた年金原資は将来の年金支払に代えて、第1回年金受取時に一時金として保険契約者にお支払いします。
- *2 前厚型終身年金および前厚型確定年金をご選択いただく場合は、組み合わせた各年金種類毎にそれぞれの年金額が5万円以上である必要があります。

公的年金と合わせて、毎月年金を受取ることができます。



毎年の年金受取回数は、年1回、2回、3回、4回、6回、12回から選択できます。年6回を選択した場合は、年金の受取月を奇数月に設定することもできます。これにより、公的年金を偶数月、「グランド デザイン・アドバンス」の年金を奇数月に受取れるようになり、毎月、一定の金額を受取ることができるようになります。

*年金を分割して受取る場合、1回あたりの受取額がジブラルタ生命の定める最低年金額5万円に満たない場合はお取り扱いできません。

死亡保障について

◆据置期間中に被保険者が亡くなられた場合

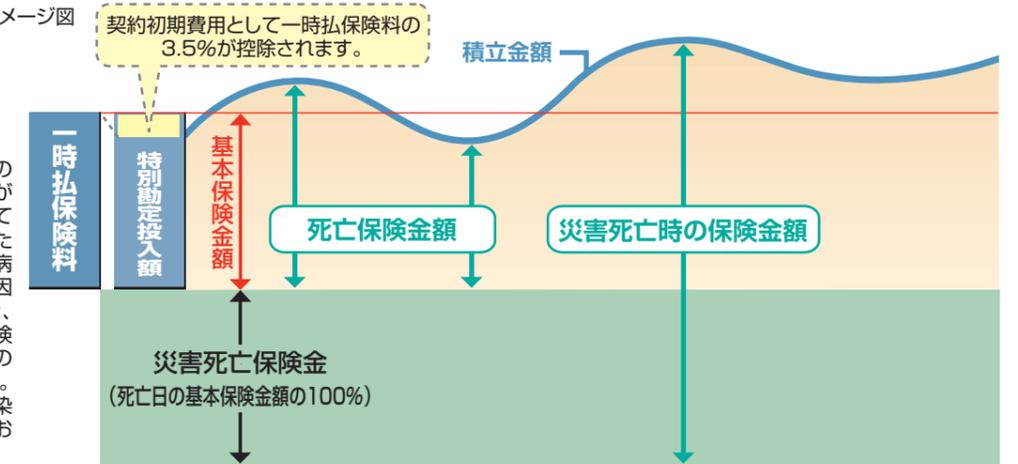
死亡保険金

死亡日の積立金額をお支払いします。**死亡保険金額の最低保証はありません。**

災害死亡保険金*

災害など不慮の事故等により死亡された場合は、死亡保険金に加えて災害死亡保険金（死亡日の基本保険金額の100%）をお支払いします。

イメージ図



* 責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合または責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡保険金に加え、災害死亡保険金（死亡日の基本保険金額の100%相当額）をお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

◆年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合

死亡一時金

- 確定年金の年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合は、残存期間に対する未払いの年金現価を死亡一時金としてお支払いします。
- 保証金額付終身年金の死亡一時金保証期間中に被保険者が亡くなられた場合は、年金原資額から既払年金額を差引いた金額（死亡一時金）をお支払いします。

遺族年金特約 （変額個人年金保険用）

この年金保険の死亡保険金および災害死亡保険金、死亡一時金、または年金支払移行特約の死亡一時金の全部または一部を一時金に代えて年金によりお受取りいただけます。年金の種類は受取期間5～40年（1年単位*）の確定年金からご指定いただけます。

*ご契約時および据置期間中に付加する場合は、5年単位でご指定いただけます。



*年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等（予定利率等）に基づいて計算され、算出されるものです。ただし、年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額5万円に満たないときは、年金支払のお取扱いはできません。

*死亡保険金、災害死亡保険金、死亡一時金をお支払いした後、契約は消滅します。

特別勘定について

組入れ可能な特別勘定と運用方針

- [グランド デザイン・アドバンス] では特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- この保険は、ひとつまたは複数の特別勘定グループが設定されており、各特別勘定グループの中には、それぞれ投資する資産の種類・運用方法が異なる複数の特別勘定が用意されています。保険契約者はこの契約の特別勘定グループ内の各特別勘定に、ご契約締結時または増額の保険料の繰入時に積立金の移転等を行うことはできますが、他の特別勘定グループの特別勘定について、保険料の繰入や積立金の移転等を行うことはできません。

- 特別勘定の設定は一時払保険料に対して、各特別勘定ごとに1%単位、合計100%になるように行います。
- 特別勘定の運用は毎日評価(原則として時価評価)され、各契約の積立金に反映されます。
- 契約日からその日を含めて、10日を経過した直後の営業日に一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定に投入し運用が開始されます。
- 保険契約者の持ち分は「ユニットバリュー」と「口数」を用いて管理されます。「ユニットバリュー」とは、会社としての運用開始時を100として持ち分1口あたりの価値を意味します。「ユニットバリュー」の計算にあたって、運用関係費用が控除されます。「口数」とは、各特別勘定資産の保険契約者の保有分を表す単位のことをいいます。口数の計算にあたって、保険契約管理費が控除されます。

| 特別勘定名 [主たる投資対象となる投資信託] | 運用方針 | 運用会社 | 運用関係費用* | 運用会社のご案内 |
|--|--|--------------------------|--|--|
| ワールドバランス [ワールド・インデックス・ファンド VAバランス型 (適格機関投資家専用)] | 「国内株式マザーファンド」「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」「外国債券マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象として、内外の株式および公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。原則として為替ヘッジを行いません。 ● 株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、有価証券の貸付等におけるリスク等があります。 | 野村アセットマネジメント株式会社 | 年率0.294% (税抜0.28%)程度 | 1997年10月に野村證券投資信託委託株式会社と野村投資顧問株式会社が合併して発足した、野村グループの資産運用会社です。資産運用業界のリーディングカンパニーとして、最先端の金融テクノロジーを駆使した運用や商品開発、専門性を誇る調査、きめ細やかなクライアント・サービス、グローバルなネットワークで、多様化するお客さまのニーズにお応えしております。投資信託だけでなく国内海外を問わず年金基金等の投資顧問の運用受託でも国内トップクラスの運用残高となっております。 |
| BRICS株式 [JPM・BRICS5・ファンドVA (適格機関投資家専用)] | JPM・BRICS5・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてBRICS諸国(ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ)のいずれかで上場または取引されている株式の中から、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資を行うことにより、資産の成長を図ることを目的として運用を行います。原則として為替ヘッジを行いません。 ● 株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等があります。 | JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社 | 年率1.0605% (税抜1.01%)程度 | 「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループは、世界最大級の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下の資産運用部門の総称です。「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの特徴は、株式や債券といった伝統的資産の運用に加えてカレンシー・オーバーレイ、ヘッジファンド、不動産投資、エマージング市場運用など広範な商品ラインナップを揃え、お客様にご提供できる体制を構築していることです。 |
| チャイナ株式 [HSBCチャイナファンドVA (適格機関投資家専用)] | 主に中華人民共和国の証券取引所に上場している株式に投資するHSBCチャイナ マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。原則として為替ヘッジを行いません。 ● 株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等があります。 | HSBC投信株式会社 | 年率1.029% (税抜0.98%)程度 | HSBC投信株式会社は、HSBCグループに属するHSBCのグローバル・アセット・マネジメントの日本法人です。HSBCグループは、1865年に設立され、ロンドンを本拠地とし、世界の主要な国と地域に拠点を有する総合金融グループです。HSBCグローバル・アセット・マネジメントは、HSBCのグループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、ムンバイ、シンガポール、東京等、世界の主要な国と地域に拠点を有しています。 |
| 海外高利回り債券 [高利回り社債 オープンVA (適格機関投資家専用)] | 高利回り社債オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。原則として為替ヘッジを行いません。 ● 金利変動と企業業績の変化によるリスク、信用リスク、デフォルトリスク、為替変動リスク、有価証券の貸付等におけるリスク等があります。 | 野村アセットマネジメント株式会社 | 年率1.1025% (税抜1.05%)程度 | |
| エマージング債券 [ノムラ新興国債券 インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)] | 新興国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)(注1)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。 ● 金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、有価証券の貸付等におけるリスク等があります。 | 野村アセットマネジメント株式会社 | 年率0.6825% (税抜0.65%)程度 | 1997年10月に野村證券投資信託委託株式会社と野村投資顧問株式会社が合併して発足した、野村グループの資産運用会社です。資産運用業界のリーディングカンパニーとして、最先端の金融テクノロジーを駆使した運用や商品開発、専門性を誇る調査、きめ細やかなクライアント・サービス、グローバルなネットワークで、多様化するお客さまのニーズにお応えしております。投資信託だけでなく国内海外を問わず年金基金等の投資顧問の運用受託でも国内トップクラスの運用残高となっております。 |
| 海外REIT [ノムラ海外REIT インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)] | 主に海外REITインデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券(REIT)に投資を行い、S&P 先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)(注2)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。原則として為替ヘッジを行いません。 ● REITの価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等があります。 | 野村アセットマネジメント株式会社 | 年率0.42% (税抜0.40%)程度 | |
| マネープール2 [ノムラ・マネープール・ ファンドVA (適格機関投資家専用)] | 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。 ● 金利変動リスク、信用リスク、有価証券の貸付等におけるリスク等があります。 | 野村アセットマネジメント株式会社 | 年率0%~0.336%以内 (税抜0%~0.32%以内) (金利水準等によって変動)(注3) | |

- * 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して特別勘定毎に設定された上記年率/365日を乗じた額を毎日控除します。特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬の他、運用関係費用としてお客様にご負担いただく手数料には、信託財産留保額、信託事務の諸費用(監査費用を含む)、有価証券の売買委託手数料および為替手数料、消費税等の税金がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、ユニットバリューに反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。
※運用関係費用は、運用スキームの変更、運用資産額の変動等により、将来変更される可能性があります。
- ※特別勘定の投資対象となる投資信託については、その運用スキームの変更、運用資産額の変動など特別な事情がある場合、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。
- ※特別勘定の詳細については、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

(注1) JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus)は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、エマージング諸国が発行する米ドル建のプレディ債、ローン、ユーロ債券を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。JPMSIIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切の責任を負うものではありません。

(注2) S&P 先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P 先進国REIT指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。S&P先進国REIT指数は、ザ・マグロウヒル・カンパニーズの所有する登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等をするものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関しかなる意思表明等を行なうものではありません。

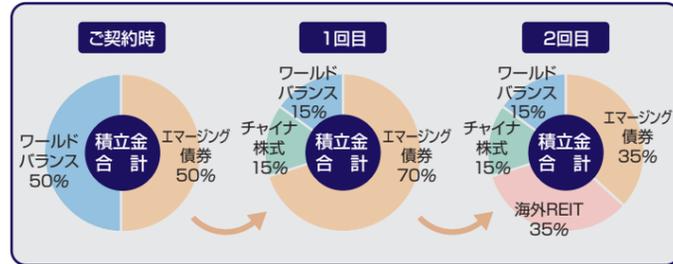
(注3) 投資信託の信託報酬の総額は、前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」とします。)に応じた次に掲げる率とします。
なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率(税込)として見直す場合があります。

| | |
|-------------------------|------------|
| コールレートが0.65%以上のとき | 年0.336% |
| コールレートが0.4%以上0.65%未満のとき | 年0.2205% |
| コールレートが0.4%以上のとき | 年0.1365%以内 |

据置期間中の各種取扱いについて

積立金の移転(スイッチング)について

- ◆据置期間中であれば、自由に特別勘定の積立金の移転(スイッチング)を行うことができます。
- ◆各特別勘定毎に移転後の積立金の割合を指定します。(1%単位:合計100%)
- ◆積立金の移転(スイッチング)は1保険年度15回まで手数料なしで行えます。16回目からは1回につき、1,000円の手数料がかかります。
- ◆積立金の移転(スイッチング)は、ジブラルタ生命のコールセンターへのお申し出や郵送にてお手続きいただくことができます。
- ◆コールセンターでの積立金の移転(スイッチング)の受付時間は、平日の8:30から15:00までとなります。平日の15:00以降および土曜日については、翌営業日の受付としてお取扱いいたします。



※上記はスイッチングのイメージを示したものであり、実際の運用成果等を示唆するものではありません。また、例示の特別勘定を推奨するものではありません。

増額について

- ◆据置期間中に基本保険金額を増額することができます。増額保険料:10万円以上(1万円単位)

※増額の取扱期間は、契約日から1ヶ月経過後から被保険者の年齢が85歳までとなります。

※増額をした場合、契約初期費用として増額保険料の3.5%が控除されます。

※増額保険料については、クーリング・オフの対象外となります。(クーリング・オフについてはP16「お申込みの際に重要なことから」をご覧ください。)

※増額時の年齢が満15歳未満の場合、ご契約されている他の保険契約との通算により、増額時の保険金額のお引受けを制限する場合があります。

解約・減額について

- ◆据置期間中に急に資金が必要になったときは、解約あるいは基本保険金額の減額により積立金の全部あるいは一部を解約返戻金として受取ることができます。

※据置期間中に解約・減額しても解約控除はありません。

解約 年金開始日前に限りお取扱いします。

※この年金保険の解約返戻金は、特別勘定の運用実績に応じて毎日変動します。なお、最低保証はありませんので、ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、払込まれた一時払保険料より少ない金額になります。

減額 基本保険金額を減額した場合には、積立金額も同時に減額されます。この場合、基本保険金額の減額割合と同じ割合で積立金額も減額されます。減額された部分は、解約したものととしてお取扱いし、解約返戻金をお支払いします。

※減額のお取扱いは1万円単位です。

※減額後の基本保険金額は100万円以上である必要があります。

※複数の特別勘定を選択している場合、基本保険金額の減額割合で各々のファンドの積立金を減額します。

諸費用について

◆ご契約時にご負担いただく費用

| 項目 | 費用 | 概要 |
|--------|------|---|
| 契約初期費用 | 3.5% | お支払いいただいた一時払保険料に対して左記の率を乗じた額を特別勘定投入時に一時払保険料より控除します。 |

※増額をした場合、契約初期費用として増額保険料の3.5%が控除されます。

◆据置期間中の費用

| 項目 | 費用 | 概要 |
|-----------|--|--|
| 保険契約管理費* | 年率0.65% | 積立金額に対して左記年率/365日を乗じた額を毎日控除します。 |
| 運用関係費用 | 各特別勘定により異なります。詳しくはP11~12「特別勘定について」をご覧ください。 | 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して特別勘定毎に設定された年率/365日を乗じた額を毎日控除します。 |
| 積立金の移転手数料 | 無料 | 1保険年度15回まで |
| | 1,000円/回 積立金を移転する際に積立金より控除します。 | 1保険年度16回目から |

*保険契約管理費とは、右記①②の合計です。①災害死亡保険金のための費用 ②会社の経費に充てるための費用

◆年金支払開始後の費用

2010年3月現在

| 項目 | 費用 | 概要 |
|-------|-------------|----------------------------|
| 年金管理費 | 年金額に対して1.0% | 年金開始日以後の年金支払日に積立金額から控除します。 |

※年金支払移行特約、遺族年金特約(変額個人年金保険用)による年金支払期間中も含まれます。

※年金管理費は将来変更される可能性があります。

お申込みについて

◆ご契約のお取扱い

| 項目 | 内容 | |
|-----------------------|--|---------|
| 据置期間 | 90歳(被保険者の満年齢)までの期間 | |
| 契約時に選択可能な年金種類*1 | 確定年金(年金支払期間10年) / 保証金額付終身年金 | |
| 契約年齢(契約日における被保険者の満年齢) | 0歳~80歳 | |
| 年金支払開始年齢*2 | 確定年金 前厚型確定年金 | 5歳~90歳 |
| | 保証金額付終身年金 前厚型終身年金 | 40歳~90歳 |
| 一時払保険料 | 100万円~5億円*3(被保険者の年齢が満15歳未満の場合1,000万円*4)(1万円単位) | |
| 払込方法 | 一時払 | |
| 増額保険料*3*4 | 10万円以上(1万円単位) | |
| 告知 | 職業告知のみ | |
| 年金受取人*5 | 契約者または被保険者 | |
| 死亡保険金受取人*5 | 配偶者または被保険者の2親等以内の親族 | |

*1 据置期間満了後に年金を受取る場合には、年金開始日前にジブラルタ生命よりご案内する書面にてお好きな年金種類に変更することができます。

*2 確定年金の最終年金支払日における被保険者の年齢は122歳以下である必要があります。

*3 同一の被保険者について、ジブラルタ生命で取扱うすべての変額個人年金保険の基本保険金額を通算して5億円を超えるお取扱いはできません。

*4 被保険者の契約年齢(増額の場合、増額時の年齢)が満15歳未満の場合、ご契約されている他の保険契約との通算により、新契約時(増額の場合、増額時)の保険金額のお引受けを制限する場合があります。

*5 契約者は年金・保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て年金受取人・死亡保険金受取人を変更することができます。

◆特約・制度

| 項目 | 内容 |
|--------------------|---|
| 遺族年金特約(変額個人年金保険用) | この年金保険の死亡保険金および災害死亡保険金、死亡一時金、または年金支払移行特約の死亡一時金の全部または一部を一時金に代えて年金によりお受取りいただけます。年金の種類は受取期間5~40年(1年単位*)の確定年金からご指定いただけます。*ご契約時および据置期間中に付加する場合は、5年単位でご指定いただけます。*年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等(予定利率等)に基づいて計算され、算出されるものです。ただし、年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額5万円に満たないときは、年金支払のお取扱いはできません。 |
| 年金支払移行特約 | ご契約日から1年経過後であれば、据置期間満了前に任意で積立金の全部を年金でお受取りいただけます。*年金額は、特約の締結日における年金の種類、基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され、算出されるものです。ただし、年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額5万円に満たないときは、年金支払のお取扱いはできません。 |
| 年金の分割受取 | 年金額を2・3・4・6・12分割し、お受取りいただけます。なお、6分割の場合は、年金開始日*に関わらず奇数月受取もご指定いただけます。*年金を分割して受取る場合、1回あたりの受取額がジブラルタ生命が定める最低年金額5万円に満たない場合はお取扱いできません。 |
| 基本保険金額の増額 | 以下の範囲でお取扱いできます。 ・契約初期費用として増額保険料に対し3.5%が必要となります。ご注意ください。 ・取扱期間は契約日から1ヶ月経過後から被保険者の年齢が85歳までとなります。 ・増額分の各特別勘定毎の組入れ率は、合計100%となるように1%単位で指定いただけます。 ※増額保険料については、クーリング・オフの対象外となります。ご注意ください。 ※増額時の年齢が満15歳未満の場合、ご契約されている他の保険契約との通算により、増額時の保険金額のお引受けを制限する場合があります。 |
| 解約・基本保険金額の減額(一部解約) | 解約控除なしでお取扱いできます(1万円単位)。解約(減額)日は、書類がジブラルタ生命で受理された日となります。*減額(一部解約)後の基本保険金額は100万円以上である必要があります。 ※解約返戻金額に最低保証はありません。 |
| 契約者貸付 | お取扱いできません。 |
| 死亡保険金即日支払サービス | 死亡保険金あるいは死亡一時金の一部または全額を最短で、ご請求いただいたその日にお支払いします。*上限は300万円です。死亡保険金の場合、お亡くなりになられた日の3営業日後よりご請求いただけます。責任開始の日から2年以上を経過していること等、所定の条件があります。詳細については「ご契約のおしり・約款」をご覧ください。 |
| クーリング・オフ制度 | 適用します。詳しくは、P16「お申込みの際に重要なことから」をご覧ください。 |

*年金開始日は、据置期間満了日の翌日となります。年金支払移行特約においては、特約の締結日が年金開始日となります。

税務のお取扱いについて

(2010年2月現在)

◆お支払いいただく保険料について

生命保険料控除の対象となります。一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。
※個人年金保険料控除の対象ではありません。

◆据置期間中に解約した場合

| 年金種類 | 解約までの期間 | |
|-----------|---------------------|---------------|
| | 5年以内 | 5年超 |
| 確定年金 | 20%源泉分離課税 (解約差益) | 所得税(一時所得)+住民税 |
| 保証金額付終身年金 | 所得税(一時所得)+住民税 | |

◆年金でお受取りになる場合

| 契約者 | 年金受取人 | 課税時 | 税金の種類 |
|-----|-------|----------|------------------|
| A | A | 毎年の年金受取時 | 所得税(雑所得)+住民税 |
| A | B | 年金の受取開始時 | 年金受給権の評価額に対して贈与税 |
| | | 毎年の年金受取時 | 所得税(雑所得)+住民税 |

◆(災害)死亡保険金をお受取りになる場合

| 契約者 | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 税金の種類 |
|-----|------|----------|---------------|
| A | A | 法定相続人 | 相続税* |
| A | B | A | 所得税(一時所得)+住民税 |
| A | B | C | 贈与税 |

*相続税の課税対象となる場合、他の保険と合算して生命保険金の非課税金額(500万円×法定相続人の数)の対象となります。詳しくは下記「生命保険金の非課税金額(相続税法第12条)」をご参照ください。

◆遺族年金特約を付加して(災害)死亡保険金を年金としてお受取りになる場合

| 遺族年金特約の年金受取人 | 年金受取の申し出時期 | 被保険者死亡時の課税 | 年金受取時の課税 |
|--------------|--------------|-------------------------|--------------|
| 契約者以外 | 生存中に契約者より申し出 | 年金受給権の評価額に対して相続税*または贈与税 | 所得税(雑所得)+住民税 |
| | 死亡日以後に申し出 | (災害)死亡保険金に対して相続税*または贈与税 | |
| 契約者 | 生存中に契約者より申し出 | | |
| | 死亡日以後に申し出 | 所得税(一時所得)+住民税 | |

*相続税の課税対象となる場合、他の保険と合算して生命保険金の非課税金額(500万円×法定相続人の数)の対象となります。詳しくは下記「生命保険金の非課税金額(相続税法第12条)」をご参照ください。

●一時所得の課税対象金額

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ [\text{収入} - \text{必要経費} (\text{払込保険料等})] - \text{特別控除} (50\text{万円}) \} \times 1/2$$

●生命保険金の非課税金額(相続税法第12条)

契約者(保険料負担者)と被保険者が同一で、死亡保険金の受取人が相続人のときは、つぎの控除が適用されます。(他の死亡保険金と合算されて適用されます)

$$\text{生命保険金の非課税金額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

上記内容は、2010年2月現在における税務取扱いに基づいて作成しておりますが、税務取扱いは将来的に変更されることがあります。個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

お申込みの前にもう一度、ご確認ください。

お申込みに際して重要なことから

1.ご契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について

ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます。(クーリング・オフ制度)

●お申込者またはご契約者(以下「お申込者等」といいます)は申込日または契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)についての同意確認日(重要事項説明完了確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内であれば書面によりお申込の撤回またはご契約の解除(以下「お申込の撤回等」といいます)をすることができます。

●お申込の撤回等の方法としては、お申込の撤回等の意思を記載した書面をジブラルタ生命本社宛に発信もしくは直接提出していただく方法(※)があります。この場合、書面にはお申込者等の氏名、住所および申込書番号(申込書控に印字)を記入し、必ず署名または押印(申込書兼告知書と同一印)のうえお申込の撤回等をする旨を明記してください。

※お申込の撤回等の意思を記載した書面を郵便等で送付された場合は、申込日または契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)についての同意確認日(重要事項説明完了確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の消印まで有効とします。お申込の撤回等の意思を記載した書面をジブラルタ生命の窓口等に直接提出された場合は、その書面が窓口等で受理された日が、申込日または契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)についての同意確認日(重要事項説明完了確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の場合まで有効とします。

2.変額個人年金保険I型「グランド デザイン・アドバンス」のリスクについて

●この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、死亡保険金額、積立金額、解約返戻金額等が日々変動(増減)するため、死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資額等が一時払保険料を下回る場合があります。なお、死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資額の最低保証はありません。

●特別勘定による資産運用では、株価の下落や為替の変動などによる以下の市場リスクがあり、これらのリスクはご契約者に帰属します。

価格変動リスク：株式、債券、投資信託等有価証券を対象に投資する特別勘定は、有価証券の価格の動きを反映しますので、元本割れによる損失を被ることがあります。

信用リスク：株式、債券、投資信託等有価証券を対象に投資する特別勘定は、発行体の倒産等、経営状況の悪化により元本割れによる損失を被ることがあります。

為替リスク：外国株式、外国債券、投資信託等外貨建資産を対象に投資する特別勘定は、為替レートの変動により元本割れによる損失を被ることがあります。

金利変動リスク：債券や投資信託等の有価証券を対象に投資する特別勘定は、市場金利の変動により元本割れによる損失を被ることがあります。

3.ご契約の引受けに際して

●変額個人年金保険I型「グランド デザイン・アドバンス」にご契約いただくか否かが、金融機関におけるお客様の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

●保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先により、当募集代理店でお申込みいただけない場合があります。

4.死亡保障について

この保険は、死亡保険金額の最低保証がありません。死亡保険金は、死亡日の積立金額となるため、特別勘定の運用実績によっては死亡保険金額がお支払いいただいた保険料を下回ることがあります。

なお、不慮の事故等でお亡くなりになった場合の災害死亡保険金額は、死亡日の基本保険金額の100%の金額を保証します。

5.預金等との違いについて

変額個人年金保険I型「グランド デザイン・アドバンス」はジブラルタ生命保険株式会社を引受保険会社とする変額個人年金保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象にはなりません。

6.保険料の借入れを前提としたご契約について

当年金保険の一時払保険料に充当するための資金を銀行などからの借入れを前提として申込みされるご契約はお引受けできません。

7.配当金について

この保険には配当金はありません。

情報提供とサービス



郵送

- 特別勘定での運用開始のお知らせ
- 変額年金(特別勘定)決算のお知らせ(事業年度末)
- ご契約状況のお知らせ(3ヶ月毎)
- 積立金の移転(スイッチング)



電話

ジブラルタ生命
コールセンター

ジブ ロック
0120-59-2269

受付時間：平日 8:30~20:00 土曜 9:00~17:00(日曜・祝日を除く)

- 積立金状況や運用実績等の照会
- 住所変更手続き、保険証券の再発行手続き、保障内容の確認等の対応
- 積立金の移転(スイッチング)の受付(受付時間は、平日の8:30から15:00までとなります。平日の15:00以降および土曜日については、翌営業日の受付としてお取扱いいたします。)



インターネット

ジブラルタ生命
ホームページ

<http://www.gib-life.co.jp>

- 契約内容のご確認
- 保険証券再発行のご請求
- 変額年金(特別勘定)の現況(月度/年度)
- 住所・電話番号等の変更
- 特別勘定のユニットバリュー(積立金の1口あたりの価値)の照会